

様式第9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
恩納村	恩納村	令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指 標	現状(割合※1) (令和 年度)	目標(割合※1) (令和 年度) A	実績(割合※1) (令和 年度) B	実績/目 標※2
排出量	事業系 総排出量 1事業所当たりの排出量	t t	t (%) t (%)	t (%) t (%)
	生活系 総排出量 1人当たりの排出量	t kg/人	t (%) kg/人 (%)	t (%) kg/人 (%)
	合 計 事業系生活系総排出量合計	t	t (%)	t (%)
再生利用量	直接資源化量 総資源化量	t (%) t (%)	t (%) t (%)	t (%) t (%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)	MWh	MWh	MWh
最終処分量	埋立最終処分量	t (%)	t (%)	t (%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載。

(生活排水処理)

指 標	現 状 (令和2 年度)	目 標 (令和6 年度) A	実 績 (令和6 年度) B	実績/目 標※3
総人口	11,112 人	11,920 人	11,260 人	—
公共下水道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0 人 0%	0 人 0%	0 人 0%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	3,333 人 29.9%	3,861 人 32.4 %	4,290 人 38.1% 181.3 %
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	4,791 人 43.1%	5,591 人 46.9%	5,094 人 45.2% 37.9 %
未処理人口	汚水衛生未処理人口	2,988 人	2,468 人	1,876 人 213.8%

※3 (実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの						
処理体制の構築、変更に関するもの						
処理施設の整備に関するもの		浄化槽設置整備事業	恩納村	農業集落排水区域外の区域において、単独浄化槽又は汲み取り便所から合併浄化槽へ転換するものに対し設置費用の一部を補助する。 (計画：15基)		令和2年から令和6年度実績 5人槽：0基 7人槽：1基
施設整備に係る計画支援に関するもの						
その他						

3 目標の達成状況に関する評価

浄化槽設置整備事業に係る達成状況について、浄化槽の設置基数は計画基数 15 基に対して、実績は 1 基となり達成率はかなり低いものとなっている。

合併浄化槽汚水衛生処理人口は目標の 5,591 人に対し実績は 5,094 人となり、達成率は 91% となった。

下回った要因として、農業集落排水人口の目標設定が過少であったため目標と実績に乖離が生じた。一方で、全体としての汚水処理人口は目標として 79.3% に対し実績は 83.3% と目標より 4% 上回っており、未処理人口も目標の 2,468 人に対し、実績は 1,876 人と約 600 人減少している。

今後、経済情勢の悪化により、排水設備の単独浄化槽から合併浄化槽への転換に係る意欲が低下するものと思われるが、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るために、引き続き広報活動に努め、残る未処理人口の解消を図っていきたい。

(都道府県知事の所見)

当地域の事業計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間であり、目標年度は令和 6 年度となっている。

合併処理浄化槽等の汚水衛生処理人口は、目標値 5,591 人に対し実績値が 5,094 人と目標を達成していない。

一方、集落排水施設等の汚水衛生処理人口は、目標値 3,861 人に対し実績値が 4,290 人と目標を達成している。未処理人口についても、目標値 2,468 人に対して実績値が 1,876 人と目標を達成していることから、農業集落排水施設の整備が順調に進んだことが、未処理人口減少に大きく寄与したものと考えられる。

合併処理浄化槽については、循環型社会形成推進交付金による浄化槽設置整備事業の実績が 5 年間で 1 基となっており、交付金制度の周知及び単独処理浄化槽設置者に対して合併処理浄化槽への転換を促すことが十分にできていなかったことが考えられる。

引き続き、浄化槽に係る維持管理等の周知と併せて、単独転換の普及活動に努めていただきたい。